

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンクリートミキサー車	<p>ミキシング（混練）又はアジテータ（攪拌）を必要とする積載物品をドラム内で混練又は攪拌しながら専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミキシング又はアジテータを必要とする積載物品を収納するドラムを有すること。</li> <li>2 1のドラムは、ミキシング又はアジテータができるものであり、かつ、積載物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。</li> <li>3 ミキサー又はアジテータは、当該自動車に有する動力源により作動させることができるものであること。</li> <li>4 ドライ方式ミキサーにあつては、ドラムに水を注入するための適当な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。</li> <li>5 ドラム内の積載物品は、当該自動車に有する動力源により排出させることができるものであること。</li> <li>6 セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするものにあつては、最大積載容積及び積載物品名を車体の後面の見やすい位置に表示すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第7号、第159条第2項第7号又は第237条第2項第7号参照</li> <li>・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は積載量として算定するものとする。</li> </ul>